

負担割合の判定

同じ世帯に後期高齢者医療制度の加入者で住民税課税所得金額が**145万円以上**の方がいますか？

いない → **1割又は2割負担** いる → **3割負担**

ただし、145万円以上の方がいるとしても、同じ世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合、同世帯の被保険者全員の賦課のもととなる所得金額（旧ただし書き所得）の合計額が210万円以下であれば、1割又は2割負担となります。また、負担割合が3割と判定された方でも、申請により1割又は2割となる場合があります。対象者の判定は以下のとおりです。

同じ世帯に後期高齢者医療制度の加入者が何人いますか？

